

高知県希少野生動植物保護専門員連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 高知県希少野生動植物保護条例（以下「条例」という。）に基づく高知県における希少野生動植物の適正な保護及び必要な施策を専門的見地から検討するため、「高知県希少野生動植物保護専門員連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(役割)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 希少野生動植物の個体の生息若しくは生育の状況又はその生息地若しくは生育地の状況及びその保護に関する情報交換、連絡調整等
- (2) 県指定希少野生動植物及び野生動植物保護区の指定又は指定の解除に関すること
- (3) 県指定希少野生動植物の保護管理計画に関すること
- (4) 生物多様性地域戦略に関すること
- (5) 条例施行規則第30条第1項各号に関すること及び希少野生動植物保護のため特に重要な事項

(組織の構成)

第3条 連絡会議は、条例第32条第1項により知事が委嘱した希少野生動植物保護専門員（以下「保護専門員」という。）をもって構成する。

2 連絡会議は、必要に応じて保護専門員以外の者の出席を求めることができる。

(会議)

第4条 連絡会議は、県が主宰し、県又は保護専門員の求めにより適宜開催するものとする。

(事務局)

第5条 連絡会議の事務局は、高知県林業振興・環境部環境共生課に置く。

附則

この要綱は、平成23年3月16日から施行する。